

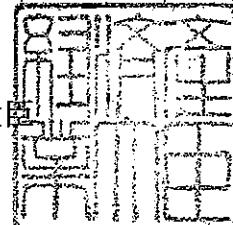
経済産業省

第51回原子力委員会
資料第2-1号

平成20・04・18 原第21号
平成20年12月12日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパンにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可について（諮問）

株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン 代表取締役社長 梅原肇から、平成20年4月18日付けSTO-Q08-012（平成20年11月7日付けSTO-Q08-026をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、同法第16条第3項において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。



法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 本申請に係る主な変更について

(1) 被覆施設の変更

- ・第1加工棟及び第2加工棟の被覆施設における燃料棒乾燥装置を撤去及び加工工程図等の変更

(2) 貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更等

- ・第1加工棟、第2加工棟及び第2貯蔵棟の核燃料物質の貯蔵施設に、集合体貯蔵容器を追加
- ・第1加工棟及び第2加工棟の貯蔵施設の最大貯蔵能力を変更

(3) 廃棄施設の変更

- ・第1加工棟及び第2加工棟の気体廃棄物の廃棄設備の一部の系統を変更
- ・第1加工棟の廃棄施設における固体廃棄物の保管廃棄能力を変更
- ・液体廃棄物の廃棄設備の保管廃棄場所の明確化及び廃油処理装置を実験設備から廃棄施設に区分変更

(4) その他の変更

その他加工設備の附属施設の一部の設備の撤去等

2. 許可の基準への適合について

(1) 法第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請は核燃料物質の加工事業の能力を変更するものではなく、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力が核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと認められる。

(2) 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る工事に要する費用は、自己資金を用いることとしていることから、加工事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。